

個人事業者は、次の①から⑤までのような場合には、税務署への届出が必要です。

- ① 事業を始めるとき
- ② 青色申告で申告したいとき
- ③ 青色事業専従者給与を支払うとき
- ④ 従業員に給与を支払うとき
- ⑤ 源泉所得税の納期の特例を受けるとき

届出書の用紙は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）からダウンロードできます。

なお、税務署にも用意しています。